### 1		該当箇所				
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	分類	NO.	該当例規等	要綱・取扱要領の 場合は、該当条項	問題点、課題、改善点等の内容	意見提出課(係)
1	分譲	1	自然保護対策要綱		→「最低一区画2,000平方メートル以上の区画を設ければ良い」とも取れ、この基準を設けた意図としては、「全区画を2,000平方メートル以上とすることが望ましい」として改正したものが、曖昧な表現の  ため遵守されていない。	環境課(自然環境係)
日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		2	自然保護対策要綱取扱要領		→理由:上記同様	環境課(自然環境係)
1		3	自然保護対策要綱取扱要領	第2の8の(1)のウ		環境課(自然環境係)
1	公園緑地	4	自然保護対策要綱取扱要領			環境課(自然環境係)
日本的は対する場合	協定	5		取扱要領第5の5	のとするとあるが、権利の移動がどういう事由を想定しているのか不明瞭である。景観協定及び建築協定は住民主体の紳士協定であり、強制するものではないと考える。	地域整備課(都市計画係)
□ からから、		7		要綱第4の1の(3)の	建物の階数制限を規定しているが、建築基準法における階数だけでなく、外観上もその階数に見えなければならないという規定が必要だと思う。(例:建築基準法上 地上2階地下1階だが、地下の部分が	環境課(自然環境係) 環境課(自然環境係)
日本発生が大きぬきの表現   19.00 (19.00 ) 日本で、19.00 (19.00		8				環境課(自然環境係)
### 1		9			「勾配10分の2以上かつ軒の出50センチメートル以上」→「勾配10分の2以上かつ軒の出(ケラバを含む)50センチメートル以上」	環境課 (自然環境係)
### 201		10	運用・解説		【解説】建築物等の高さの限度について書かれているが、内規として運用している傾斜地における高さの緩和についても載せてよいと思う。 	環境課(自然環境係)
2	建物	11	運用・解説	屋根の形態	とはできません。」という一文に対して、我々で言うところの逆勾配への懸念がされていないと感じるため、絵や図でこう配屋根の記載を行うことで逆勾配に対し指摘を行いやすくなるのでは。	環境課(自然環境係)
1		12	運用・解説		10分の2(≒11度)以上を基本とし、商業地域については傾斜が判別できる下限に近い10分の1(≒6度)以上としています。」 この書き方であるなら急勾配の規定をしていないとおかしいと思う。	環境課(自然環境係)
20   10   10   10   10   10   10   10		13	運用・解説	後退距離の緩和	び基準率は遵守するものとする)。	環境課(自然環境係)
15   おお食物が生き物   第2の20   別をしているが、苦寒に基本として朝起した方が良い。		14	運用・解説	既存敷地における 後退距離の緩和		地域整備課(道路河川係)
## (全性) 1 日本保護対策要解 第2.0%					明をしているが、要綱に基準として明記した方が良い。	環境課(自然環境係)
### 2.003				等 o o(2)	「独立して別荘の用に供せられる部分が2以上ある」について、具体的な記述ではなく、理解が得られていない。窓口運用において「同一棟内に風呂・トイレ・キッチンの全てが2以上あること」として説	地域整備課(都市計画係)環境課(自然環境係)
## 会合意音の後達知識に対していまった。  ## 会合意音の後達知難について、事業地及びその周辺の自然環境の保護等に支持がないと認められるときは緩和できる規定があるが、緩和になったケースはないと思われるため、必要性の有無について再核 数域 (日成年 で		18	自然保護対策要綱		建物の場合はどちらに該当させるのか不明瞭である。その線引きも規定がなく曖昧。「分譲ホテル(各オーナーが所有する客室を一般向けホテルとして提供する。近年多い事例)」が「集合別荘」に含まれ	環境課(自然環境係)
20 自然保護対策実験取扱条領 第2040回   「「「「「「「「「「「「」」」」」 「「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」」 「「」」」」		19	自然保護対策要綱	要綱第4の1の(4)、 取扱要領第2の4	集合住宅を一戸建てに誘導するような規制を設けられないか。 (例:保養地域(一区画1,000㎡以上)内10,000㎡の敷地に集合住宅建設➡10,000㎡(敷地)÷1,000㎡(一区画)=10戸が上限 など)	環境課(自然環境係)
21 自然保護対策契綱 表検的 40 10 50 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		20	自然保護対策要綱取扱要領		証が必要。	環境課(自然環境係)
日前編録   2 自然保護対策要綱	宿泊施設	0.4		要綱第4の1の(5)、	簡易宿所を含めた宿泊施設について、管理人の常駐を基準に追加	
### 24 日から独身が実際例				(1)		
24 運用・解説   フロントを設けさせている理由や管理人常駐規定を設けた場合はその経緯を追記 埋場席(自然理				イの (ア)	路上駐車の問題等も引き起こされる可能性がある。良い折衷案を見つけられないか。	環境課(自然環境係)
### 25 自然保護対策薬網 第4の1(3) 1 日報大田元報官成基準ガイドラインでは、「建築物等の建設のため、横高10m以上の樹木を伐採する場合は、既存の植生に合う樹木を代わりに植栽すること。」とあるため、整合を取った方が良いのではな 地域監督 (制作 現場 理用・解説 「						地域整備課(都市計画係) 環境課(自然環境係)
### 27 選用・解散 「樹林を健全な状態に保力ためには、適正な管理に努め・・」と現奏網に規定されているが、「適正な管理」についてもう少し踏み込んで書けないか。 地域整備におから 理用・解散	植栽	1 1			軽井沢町景観育成基準ガイドラインでは、「建築物等の建設のため、樹高10m以上の樹木を伐採する場合は、既存の植生に合う樹木を代わりに植栽すること。」とあるため、整合を取った方が良いのではないか。	地域整備課(都市計画係)
28						地域整備課(都市計画係)
遊へい物		28	運用・解説		農地周辺の樹木は、農業に影響が出ない高さに切ってもらう等の対応を記載できないか。	農業委員会
<ul> <li>連へい物</li></ul>	遮へい物			77 . 0 . 0 (0) 0 !!	遮へい物について、「やむを得ず設ける場合は樹木等を活用し」とあるが、やむを得ず設ける場合とはどういった想定か、樹木等の「等」とはどういった想定か、いま一度具体的な想定を踏まえつつ、書	地域整備課(道路河川係)環境課(自然環境係)
32   自然保護対策要網 第4の1   第4の1の(1)のウ 第4の1の(1)の 第4の1の(1)のウ 第4の1の(1)の						地域整備課(都市計画係)
動植物 33 自然保護対策要綱 第4の1の(1)のウ 第4の1の(2)は 1	動植物				L 希少野生動植物等の範囲について、環境省や長野県版レッドデータブック、長野県希少野生動植物保護条例等の出典を提示することで、客観性をもたせてはいかがでしょうか。	生涯学習課(植物園)
雨水処理 34 自然保護対策要綱 第4の1の(2)才 近隣商業地域内での行為、一般住宅規模の店舗併用住宅等の敷地内処理は非常に困難である。行為の規模等により、ふるい分け行うことが現実的である。 地域整備課(道路 長野県の指導では、原則、河川放流であり、やむを得ない場合に地下浸透とされており、県の関係部署からも指摘されている。 保护せて、当町は別荘に設置されているケースが多く、維持管理や法定検査の受検率が低いため、地下水の汚染につながることも指摘されている。 このことから、原則として河川放流とし、やむを得ない場合に地下浸透としてはどうか。 現状では、町内に放流できる河川、側溝が隣接しているケースは稀であると思われるが、河川等に隣接している場合、令和5年度も「なぜ、河川放流できないのか」との問合せがあり、解決(理解)に時間を要した。 表記の改訂によっても、地下浸透が大半を占めることとなると思うが、指導基準の統一化を図りたい。 【解説】中、「公共上下水道、電気供給、電気通信等」のうち、下水道に関しては、公共下水道及び農業集落排水の維持に伴う作業 に修正				第4の1の(1)のウ	誘蛾灯について、照明の光に誘引された昆虫類を含む自然生態系への影響を配慮する必要がある旨を明記した方が良いと思う。 「野生動物」だと節足動物よりも哺乳類や鳥類をイメージしてしまうため、「野生生物」と表記した方が良いと思う。	環境課(野生鳥獣対策係)
下水   35 自然保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) イ、ウ   「日本保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) イ、ウ   「日本保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) イ、ウ   日然保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) イ、ウ   日然保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) イ、ウ   日本保護対策要綱取扱要領   第2の3の (14) 日本保護対策を表示しては、日本保護・日本の表示と思われるが、河川等に隣接している場合、令和5年度も「なぜ、河川放流できないのか」との問合せがあり、解決(理解)に時間 を要した。 表記の改訂によっても、地下浸透が大半を占めることとなると思うが、指導基準の統一化を図りたい。   「保護】中、「公共上下水道、電気供給、電気通信等」のうち、下水道に関しては、公共下水道及び農業集落排水の維持に伴う作業 に修正   「保護】中、「公共上下水道、電気供給、電気通信等」のうち、下水道に関しては、公共下水道及び農業集落排水の維持に伴う作業 に修正   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示の表示を表示している。   「日本の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の	雨水処理	34	自然保護対策要綱	<u> </u>		地域整備課(道路河川係)
36 運用・解説 「解説」中、「公共上下水道、電気供給、電気通信等」のうち、下水道に関しては、公共下水道及び農業集落排水の維持に伴う作業 に修正	下水	35	自然保護対策要綱取扱要領	第2の3の(14) イ、ウ	併せて、当町は別荘に設置されているケースが多く、維持管理や法定検査の受検率が低いため、地下水の汚染につながることも指摘されている。 このことから、原則として河川放流とし、やむを得ない場合に地下浸透としてはどうか。 現状では、町内に放流できる河川、側溝が隣接しているケースは稀であると思われるが、河川等に隣接している場合、令和5年度も「なぜ、河川放流できないのか」との問合せがあり、解決(理解)に時間 を要した。	上下水道課(下水道施設係)
1		36	運用・解説		  【解説】中、「公共上下水道、電気供給、電気通信等」のうち、下水道に関しては、公共下水道及び農業集落排水の維持に伴う作業 に修正  →原文では、公共上下水道と表記されており、町の維持工事だけでなく、民間が行ない公共下水道へ接続するための「自営工事」も含むと解釈される恐れがあるため。	上下水道課(下水道施設係)

上水	37	自然保護対策要綱	1717707	受水槽式給水における受水槽への給水量は、給水区域内における他の使用への影響を考慮し、時最大給水量は〇トンとし、定流量弁を設置すること。※給水量は今後、検討員会で協議し決定としたい。	上下水道課(水道施設係)
文化財	38	自然保護対策要綱 自然保護対策要綱取扱要領	第4の3 第4の(1)	昭和54年軽井沢町教育委員会発刊の「軽井沢町の文化財(巨樹・古木・並木・社叢)」に基づき文化財等保護対策として教育委員会に協議することとなっているが、巨樹・古木・並木等の保全を行うとして も、発刊当時から40数年既に経過しており、危険木に該当する場合が見受けられる。 保全すべきものについては所有者から承諾を得て文化財指定していることからそれ以外の樹木等は、状況により植え替え等のほうが良いと考えられる。 条文から巨樹・古木の記載を削除し、所有者の同意を得て指定している文化財(史跡、天然記念物)の記載が望ましい。	生涯学習課(文化振興係)
スポーツ施設	39	自然保護対策要綱取扱要領	第2の2の(1)	防球フェンスその他の遮蔽物を設置するときの敷地境界線からの後退について、「できる限り」は基準がなく曖昧。要領で良いので最低の設置基準を設けないと、具体的な指導が行えない。	環境課(自然環境係)
工事自粛期間	40	自然保護対策要綱取扱要領	第3の2の(1)	7月25日から8月31日を工事自粛期間としているが、軽井沢町は気象条件より冬期に建設工事を行うことはデメリットが大きい。(舗装工事ができない・多大なコンクリート養生が必要となる) このことから、工事自粛についてエリア分けを行い運用することを検討したい。	地域整備課(都市計画係)
光害	41	自然保護対策要綱	第4の1の⑴のワ	光害関係の規制とも連動させる必要がある。「必要最小限にとどめる」となっており、設置する側の個々の設置状況における判断に委ねることも理解できるが、基準がなく曖昧。要領で良いので最低の設置 基準を設けないと、具体的な指導が行えない。	環境課(自然環境係)
	42	自然保護対策要綱		野生動物保護及び星空の確保の観点から、近年増加する大型建造物に設置される大型の窓ガラスから漏れる光害及び屋外照明設備の適切な設置について、基準を新たに設ける必要がある。	環境課(自然環境係)
公表の対象	43	手続条例		町長から勧告を受けた土地利用行為者が、当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる規定であるが、土地利用行為者だけでなく、受託者(設計者等)も公表することができないか。	環境課(自然環境係)
	44	手続条例施行規則	手続条例 施行規則 第3条(7)	「路外駐車場」は駐車場法上は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設(土地の区域又は建築物)であって、誰もが利用できるもの(月極、従業員・施設利用者用などは除く)を言う。この ため、ホテルの利用者駐車場等は路外駐車場に当たらないため、協議の対象外となってしまう。手続条例上の「路外駐車場」が何か明記した方が良い。	環境課(自然環境係)
条例の対象	45	手続条例施行規則	手続条例 施行規則 第3条(11)のア	【伐採と森林法との関係について】 伐採届は法に基づく届出のため、森林法に該当があれば要綱に基づく事前協議は不要として処理している。しかし森林法は林業施業のための法であることから森林を利活用すべき材として捉えており、その一方で町要綱では保全すべき景観の一部として捉えている。森林の定義自体が根底から異なるため、森林法該当伐採を町手続きから免除した場合、本来協議したい案件が漏れてしまうのではないか。 ※森林法に基づく森林整備計画も法と同様に、その主たる目的は町内林業施業に係る伐採方針を定めることにある。伐採届の内容を厳しくすることについては県から回答をいただいており、「法上において転用伐採に係る新たな規制を盛り込むことは出来ない。定めている目的がことなる」との指摘を受けた。その上で、「整備計画において「町要綱に準じる」等を記載するのであれば、町要綱や手続きにおいて「森林法に該当していても要綱等に準じて処理する」旨を追記し、どちらの手続きも必要とした方が良いのでは」との回答をいただいている。 ※森林法(森林整備計画) 町内の林業施業に関わる伐採や造林の方針を定めたもの。転用伐採(宅地化のための伐採)については1ヘクタール未満であれば町への届出のみとし、伐採方法や造林等に係る規制はない。 ※佐久地域には標準伐期を超えるカラマツが多いため、圏域では主伐再造林(全て切って植え替えること)が推進されている。	観光経済課(農林振興係)
自然保護対策 会議	46	運用・解説		  自然保護対策会議に諮る基準の追記を行う。 	環境課(自然環境係)
貸別荘	47	冊子		要綱自体の内容ではないので別の話になるかもしれないが、 「貸別荘の取扱基準」の1に、貸別荘として貸し出すことができる基準として「戸建て住宅で1ヶ月以上の契約期間」である旨書かれているが、一月以上なら通常の賃貸借契約で貸し出すことができる(旅 館業法に基づかないで貸し出せる)。しかし、「貸別荘の取扱基準」の3には、貸別荘を行う場合は手続条例に基づく事前協議を行うことになっている。➡戸建て住宅で賃貸借契約で貸し出す物件は手続条 例の対象ではない。➡きまりの中に矛盾がある。	環境課(自然環境係)
善良なる風俗を維持するた	48	運用・解説		【関連】夜間の静穏の保持・深夜営業の禁止 →善良なる風俗を維持するための要綱に規定されている深夜営業の禁止について書かれているが、誤解を生まないために宿泊施設については除く旨を書いた方がよいのでは。	環境課(自然環境係)
めの要綱	49	善良なる風俗を維持するための 要綱		貸自転車関係の規定を削除	環境課(自然環境係)
例規体系	50	その他		- 県の景観条例や町のまちづくり基本条例と自然保護対策要綱の関係性を整理し、体系化を図る必要がある。	環境課(自然環境係)
土地利用計画		その他		要綱の規制の大前提として、地区ごとの「ビジョン=土地利用計画」が必要かと思う。	環境課(自然環境係)
内規	52	その他		音楽イベントに関する基準やキッチンカーに関する基準等について、現在は、内規として定めているが、要綱に定められないか。	環境課(自然環境係)
	53	その他		ー トランクルーム設置に係る内規を作成する必要がある。	環境課(自然環境係)
わかりやすく	54	運用・解説		分かりやすい概要版を作成するか、運用・解説覧にポンチ絵(図)等を用いて、業者・住民等へ要綱・要領の意図が分かりやすく伝わるようにした方がよいのではないか。また、職員の指導やお願いにおい て職員変更があっても統一した指導等が出来るため。	生涯学習課(文化振興係)
	55	冊子	要綱冊子5ページ	「大規模開発行為」の解説部分について、大規模開発行為についての問い合わせ先は県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課の旨を追記するのはどうか。 →理由:同ページ下部に、長野県自然環境保全条例の担当部署として記載があるが、当該条例と大規模開発行為の関係性が分かりにくい。	環境課(自然環境係)
	56	冊子	要綱冊子6・7ページ	分かりにくいため、6~7ページ概要表の右側の要綱の「関連ページ」部分を目立たせたい。(要綱冊子を見ればある程度は分かる、くらいにできたら…)	環境課(自然環境係)